

## 令和6年2月秋田市議会定例会提出案件目次

| 番 号 | 件 名   |
|-----|---|
| 5   | 令和6年度秋田市一般会計予算の件                                  |
| 6   | 令和6年度秋田市土地区画整理会計予算の件                              |
| 7   | 令和6年度秋田市市有林会計予算の件                                 |
| 8   | 令和6年度秋田市市営墓地会計予算の件                                |
| 9   | 令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件                            |
| 10  | 令和6年度秋田市大森山動物園会計予算の件                              |
| 11  | 令和6年度秋田市廃棄物発電会計予算の件                               |
| 12  | 令和6年度秋田市病院事業債管理会計予算の件                             |
| 13  | 令和6年度秋田市学校給食費会計予算の件                               |
| 14  | 令和6年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件                            |
| 15  | 令和6年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件                      |
| 16  | 令和6年度秋田市介護保険事業会計予算の件                              |
| 17  | 令和6年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件                           |
| 18  | 令和6年度秋田市水道事業会計予算の件                                |
| 19  | 令和6年度秋田市下水道事業会計予算の件                               |
| 20  | 令和6年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件                            |
| 21  | 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第13号）の件                          |
| 22  | 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第14号）の件                          |
| 23  | 令和5年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件                       |
| 24  | 令和5年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件                          |
| 25  | 令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）の件                         |
| 26  | 令和5年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）の件                       |
| 27  | 令和5年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件                       |
| 28  | 令和5年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件                        |
| 29  | 令和5年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）の件                      |
| 30  | 令和5年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件                     |
| 31  | 令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件                       |
| 32  | 令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件                    |
| 33  | 令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件                         |
| 34  | 令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件                        |
| 35  | 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件                     |
| 36  | 秋田市職員退職手当基金条例を設定する件                               |
| 37  | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件                          |
| 38  | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件 |

- 39 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 40 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
- 41 秋田市特別会計条例の一部を改正する件
- 42 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件
- 43 秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件
- 44 秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する件
- 45 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件
- 46 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件
- 47 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する件
- 48 秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 49 秋田市介護保険条例の一部を改正する件
- 50 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
- 51 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
- 52 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 53 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 54 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 55 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 56 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 57 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 58 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 59 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 60 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 61 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

- |    |   |
|----|---|
| 62 | 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 |
| 63 | 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件      |
| 64 | 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件        |
| 65 | 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件           |
| 66 | 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件     |
| 67 | 秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する件      |
| 68 | 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件            |
| 69 | 秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件                              |
| 70 | 秋田市小児慢性特定疾病審査会条例の一部を改正する件                         |
| 71 | 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件  |
| 72 | 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件                          |
| 73 | 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件               |
| 74 | 秋田市営住宅条例の一部を改正する件                                 |
| 75 | 秋田市手数料条例の一部を改正する件                                 |
| 76 | 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件                       |
| 77 | 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件                            |
| 78 | 秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件               |
| 79 | 地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期計画を認可する件                     |
| 80 | 秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画を定める件                          |
| 81 | 包括外部監査契約を締結する件                                    |
| 82 | 秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件                       |
| 83 | 秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件                       |
| 84 | 秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件                     |
| 85 | 秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件                     |
| 86 | 秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件                     |
| 87 | 奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定の変更協定を締結する件  |
| 88 | 秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件             |



議案第21号

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827,946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,540,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款  | 項       | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|----|---------|-------------|---------|-------------|
|    |         | 千円          | 千円      | 千円          |
| 16 | 国庫支出金   | 34,536,845  | 827,946 | 35,364,791  |
|    | 2 国庫補助金 | 13,443,604  | 827,946 | 14,271,550  |
|    | 歳入合計    | 161,712,307 | 827,946 | 162,540,253 |

歳 出

| 款     | 項       | 補正前の額       | 補 正 額   | 計           |
|-------|---------|-------------|---------|-------------|
|       |         | 千円          | 千円      | 千円          |
| 3 民生費 |         | 62,143,263  | 827,946 | 62,971,209  |
|       | 1 社会福祉費 | 31,391,996  | 827,946 | 32,219,942  |
|       | 歳 出 合 計 | 161,712,307 | 827,946 | 162,540,253 |

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

| 款     | 項       | 事業名                          | 金額            |
|-------|---------|------------------------------|---------------|
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 物価高騰支援給付金給付事業（住民税均等割のみ課税世帯分） | 千円<br>618,515 |
|       |         | 物価高騰支援給付金給付事業（こども加算分）        | 208,419       |

一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括  
歳 入

| 款        | 補正前の額            | 補 正 額         | 計                |
|----------|------------------|---------------|------------------|
| 16 国庫支出金 | 千円<br>34,536,845 | 千円<br>827,946 | 千円<br>35,364,791 |
|          |                  |               |                  |
| 歳 入 合 計  | 161,712,307      | 827,946       | 162,540,253      |



歳 出

| 款       | 補正前の額       | 補 正 額   | 計           |
|---------|-------------|---------|-------------|
|         | 千円          | 千円      | 千円          |
| 3 民生費   | 62,143,263  | 827,946 | 62,971,209  |
|         |             |         |             |
| 歳 出 合 計 | 161,712,307 | 827,946 | 162,540,253 |

| 補正額の財源内訳   |        |        |          |
|------------|--------|--------|----------|
| 特<br>国県支出金 | 定<br>市 | 財<br>債 | 源<br>その他 |
| 千円         | 千円     | 千円     | 千円       |
|            |        |        | 827,946  |
| 0          | 0      | 0      | 827,946  |

## 2 歳 入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

| 目          | 補正前の額           | 補 正 額         | 計               | 節              |               |
|------------|-----------------|---------------|-----------------|----------------|---------------|
|            |                 |               |                 | 区 分            | 金 額           |
| 1 総務費国庫補助金 | 千円<br>6,263,825 | 千円<br>827,946 | 千円<br>7,091,771 | 1 総務管理費補<br>助金 | 千円<br>827,946 |
| 計          | 13,443,604      | 827,946       | 14,271,550      |                |               |

| 説                      | 明  |
|------------------------|--|
| 71 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 | <div style="text-align: right;">千円</div> (財 政) 827,946 |
|                        |  |

### 3 歳 出

#### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費

| 目         | 補正前の額           | 補正額           | 計               | 補正額の財源内訳 |     |     |               |
|-----------|-----------------|---------------|-----------------|----------|-----|-----|---------------|
|           |                 |               |                 | 特 定 財 源  |     |     | 一般財源          |
|           |                 |               |                 | 国県支出金    | 市 債 | その他 |               |
| 1 社会福祉総務費 | 千円<br>5,959,233 | 千円<br>827,946 | 千円<br>6,787,179 | 千円       | 千円  | 千円  | 千円<br>827,946 |
| 計         | 31,391,996      | 827,946       | 32,219,942      | 0        | 0   | 0   | 827,946       |

| 節              |             | 説   | 明             |
|----------------|-------------|---|---------------|
| 区 分            | 金 額         |   |               |
| 1 報酬           | 千円<br>3,419 | 【福祉保健部関係】<br>物価高騰支援給付金給付事業（住民税均等割のみ課税世帯分） | 千円<br>619,527 |
| 3 職員手当等        | 2,906       |   | 619,527       |
| 4 共済費          | 549         | 【子ども未来部関係】<br>物価高騰支援給付金給付事業（こども加算分）       | 208,419       |
| 8 旅費           | 164         |   | 208,419       |
| 10 需用費         | 2,180       |   |               |
| 11 役務費         | 3,127       |   |               |
| 12 委託料         | 9,527       |   |               |
| 13 使用料及び賃借料    | 1,065       |   |               |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 805,009     |   |               |
|                |             |   |               |

# 補正予算給与費明細書

## 1 一般職

### (1) 総括

(単位：人、千円)

| 区分  | 職員数            | 給 与 費     |           |           |            | 共 済 費     | 合 計        | 備 考 |
|-----|----------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----|
|     |                | 報 酬       | 給 料       | 職員手当等     | 計          |           |            |     |
| 補正後 | (163)<br>3,905 | 1,836,415 | 9,584,712 | 6,952,515 | 18,373,642 | 3,369,924 | 21,743,566 |     |
| 補正前 | (163)<br>3,899 | 1,832,996 | 9,584,712 | 6,949,609 | 18,367,317 | 3,369,375 | 21,736,692 |     |
| 比 較 | (0)<br>6       | 3,419     | 0         | 2,906     | 6,325      | 549       | 6,874      |     |

※職員数欄の ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

| 職員手当等の内訳 | 区分  | 扶養手当    | 時間外勤務手当 | 管理職手当   | 通勤手当    | 寒冷地手当           | 期末手当           | 勤勉手当      | 特殊勤務手当 |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|-----------------|----------------|-----------|--------|
|          | 補正後 | 233,488 | 845,742 | 303,146 | 186,446 | 143,497         | 2,297,257      | 1,624,577 | 90,184 |
|          | 補正前 | 233,488 | 842,836 | 303,146 | 186,446 | 143,497         | 2,297,257      | 1,624,577 | 90,184 |
|          | 比 較 | 0       | 2,906   | 0       | 0       | 0               | 0              | 0         | 0      |
|          | 区分  | 退職手当    | 住居手当    | 単身赴任手当  | 地域手当    | 義務教育等<br>教員特別手当 | 管理職員特別<br>勤務手当 | 児童手当      |        |
|          | 補正後 | 916,237 | 161,938 |         | 5,101   | 6,006           | 18,676         | 120,220   |        |
|          | 補正前 | 916,237 | 161,938 |         | 5,101   | 6,006           | 18,676         | 120,220   |        |
|          | 比 較 | 0       | 0       |         | 0       | 0               | 0              | 0         |        |

### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

| 区分  | 職員数            | 給 与 費 |           |           |            | 共 済 費     | 合 計        | 備 考 |
|-----|----------------|-------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----|
|     |                | 報 酬   | 給 料       | 職員手当等     | 計          |           |            |     |
| 補正後 | (163)<br>2,363 |       | 9,427,747 | 6,607,280 | 16,035,027 | 3,025,379 | 19,060,406 |     |
| 補正前 | (163)<br>2,363 |       | 9,427,747 | 6,604,374 | 16,032,121 | 3,025,379 | 19,057,500 |     |
| 比 較 | (0)<br>0       |       | 0         | 2,906     | 2,906      | 0         | 2,906      |     |

※職員数欄の ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

| 職員手当等の内訳 | 区分  | 扶養手当    | 時間外勤務手当 | 管理職手当   | 通勤手当    | 寒冷地手当           | 期末手当           | 勤勉手当      | 特殊勤務手当 |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|-----------------|----------------|-----------|--------|
|          | 補正後 | 233,488 | 833,734 | 303,146 | 181,172 | 143,497         | 1,969,875      | 1,624,577 | 89,983 |
|          | 補正前 | 233,488 | 830,828 | 303,146 | 181,172 | 143,497         | 1,969,875      | 1,624,577 | 89,983 |
|          | 比 較 | 0       | 2,906   | 0       | 0       | 0               | 0              | 0         | 0      |
|          | 区分  | 退職手当    | 住居手当    | 単身赴任手当  | 地域手当    | 義務教育等<br>教員特別手当 | 管理職員特別<br>勤務手当 | 児童手当      |        |
|          | 補正後 | 916,237 | 161,938 |         | 4,731   | 6,006           | 18,676         | 120,220   |        |
|          | 補正前 | 916,237 | 161,938 |         | 4,731   | 6,006           | 18,676         | 120,220   |        |
|          | 比 較 | 0       | 0       |         | 0       | 0               | 0              | 0         |        |

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

| 区 分 | 職員数   | 給 与 費     |         |         |           | 共 済 費   | 合 計       | 備 考 |
|-----|-------|-----------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----|
|     |       | 報 酬       | 給 料     | 職員手当等   | 計         |         |           |     |
| 補正後 | 1,542 | 1,836,415 | 156,965 | 345,235 | 2,338,615 | 344,545 | 2,683,160 |     |
| 補正前 | 1,536 | 1,832,996 | 156,965 | 345,235 | 2,335,196 | 343,996 | 2,679,192 |     |
| 比 較 | 6     | 3,419     | 0       | 0       | 3,419     | 549     | 3,968     |     |

| 職員手当等の内訳 | 区 分 | 時 間 外<br>勤 務 手 当 | 通 勤 手 当 | 期 末 手 当 | 特 殊 勤 務<br>手 当 | 地 域 手 当 |
|----------|-----|------------------|---------|---------|----------------|---------|
|          | 補正後 | 12,008           | 5,274   | 327,382 | 201            | 370     |
|          | 補正前 | 12,008           | 5,274   | 327,382 | 201            | 370     |
|          | 比 較 | 0                | 0       | 0       | 0              | 0       |

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

| 区 分          | 増 減 額 | 増 減 事 由 | 別 内 訳 | 説 明 | 備 考 |
|--------------|-------|---------|-------|-----|-----|
| 職 員<br>手 当 等 | 2,906 | その他の増減分 | 2,906 |     |     |

# 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額            827,946 千円  
 上記のうち特定財源            ー  
 差 引 一 般 財 源            827,946

## こ の 補 て ん

(単位：千円)

| 款            | 金 額     | 項           | 金 額     |
|--------------|---------|-------------|---------|
| 16 国 庫 支 出 金 | 827,946 | 2 国 庫 補 助 金 | 827,946 |
| 計            | 827,946 |             |         |

議案第36号

秋田市職員退職手当基金条例を設定する件

秋田市職員退職手当基金条例を次のように設定する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員退職手当基金条例

(設置)

第1条 秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）附則第2項の規定による定年の段階的な引上げに伴い、定年に達したことにより退職する者の数の年度間における増減が平準化するまでの間において、退職手当（秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の規定に基づき支給するもの（臨時的に任用された職員に対して支給するものを除く。）に限る。以下同じ。）の支給に要する経費に充てるため、秋田市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、

基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、退職手当の支給に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

退職手当の支給に要する経費に充てることを目的とする職員退職手当基金を設置するため、この条例を設定しようとするものである。

議案第37号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年12月」を「令和6年12月」に改める。

附則第6項中「令和6年3月31日」を「令和7年4月30日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。



議案第38号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年12月」を「令和6年12月」に改める。

附則第5項中「令和6年3月31日」を「令和7年4月30日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。



議案第39号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同項第2号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

第21条の見出し中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同条第1項中「期末手当を」の次に「、給与条例第27条第1項から第4項までの規定の例により勤勉手当を、それぞれ」を、「期末手当基礎額」の次に「および勤勉手当基礎額」を加え、同条第3項中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同条第4項中「第26条の3」の次に「(これらの規定を給与条例第27条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第22条第1項第1号中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同項第2号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改め、同条第2項中「、第14条、第15条」を「から第15条まで」に改め、「、第16条の6ただし書中「期末手当および勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「(会計年度任用職員を除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、別に定めるところによる。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正(令和5年法律第19号)に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第40号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

国立大学法人法の一部改正（令和5年法律第88号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第41号

秋田市特別会計条例の一部を改正する件

秋田市特別会計条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の秋田市特別会計条例第1条第4号に規定する秋田市中央卸売市場会計（以下「旧中央卸売市場会計」という。）の令和5年度の収入および支出ならびに決算については、なお従前の例による。この場合において、旧中央卸売市場会計の令和6年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、改正後の秋田市特別会計条例第1条第4号に規定する秋田市公設地方卸売市場会計（以下「新公設地方卸売市場会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。
- 3 この条例の施行の際旧中央卸売市場会計に所属する権利義務は、新公設地方卸売市場会計に帰属するものとする。

## 提案理由

中央卸売市場の花き部の公設地方卸売市場への転換に伴い、中央卸売市場会計を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第42号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1の項中「障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に、「児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手

当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」に改め、同表の2の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「医療保険給付関係情報」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に、「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、「（平成17年法律第123号）」を削り、同表の3の項中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表の5の項中「（昭和33年法律第192号）」を削り、同表の8の項中「（昭和57年法律第80号）」を削り、同表の11の項中「（昭和39年法律第134号）」を削り、「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当もしくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報」に改め、同表の21の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる生活保護関係情報」を「生活保護関係情報に係る利用特定個人情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和5年法律第48号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第43号

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件

秋田市立千秋美術館条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例

秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の5中「4月1日から翌年の3月31日までの期間」を「納付をした日から起算して1年の間」に改める。

附 則

この条例は、令和6年6月29日から施行する。

提案理由

千秋美術館の年間観覧料の納付により観覧することができる期間を改めるため、改正しようとするものである。



## 議案第44号

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する件

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例（平成29年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条」の次に「もしくは第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（令和5年法律第30号）に伴い、犯罪被害者等見舞金の支給の特例を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第45号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号）  
の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1章および章名を加える。

### 第5章 秋田市災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 市長の諮問に応じ災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、秋田市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第6章 雑則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議を行う秋田市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第46号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中小企業振興推進会議委員の項の次に次のように加える。

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 災害弔慰金等支給審査委員会委員 | 日額 20,000円 |
|-----------------|------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするものである。



## 議案第47号

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部  
を改正する件

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部  
を改正する条例

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成29年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「深め」を「深めるとともに」に改め、「とともに、障がいのある人に対し合理的配慮の提供をする」を削る。

第9条第2項中「するよう努めるものとする」を「しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 提案理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正（令和3年法律第56号）に伴い、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第48号

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和5年厚生労働省令第161号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第49号

秋田市介護保険条例の一部を改正する件

秋田市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「3万7,392円」を「3万4,027円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「5万2,349円」を「4万8,610円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「5万6,088円」を「5万1,601円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号中「第39条第1項第6号」を「第38条第1項第6号」に改め、同項第7号中「第39条第1項第7号」を「第38条第1項第7号」に改め、同項第8号中「第39条第1項第8号」を「第38条第1項第8号」に改め、同項第9号中「第39条第1項第9号」を「第38条第1項第9号」に改め、同項第10号から第12号までを次のように改める。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 12万7,133円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 13万872円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 13万4,612円

第4条第1項に次の1号を加える。

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 14万2,090円

第4条第2項から第5項までを次のように改める。

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第143条の2の規定にかかわらず、150万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定にかかわらず、180万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、250万円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、300万円とする。

第4条第8項中「第6項」を「第8項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に、「52,349円」を「5万1,228円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に、「33,653円」を「3万3,653円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、400万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「ならびに第9号ロならびに第4条第1項第10号イならびに第11号イ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロならびに第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号までならびに第4条第1項第10号および第11

号」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第12条第1項第5号中「令第39条第1項第2号」を「第4条第1項第2号」に、「該当する」を「掲げる」に改める。

第13条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附則第10項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

介護保険法施行令の一部改正（令和6年政令第13号）等に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第50号

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する件

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準  
を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基  
準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関す  
る基準を定める条例(平成24年秋田市条例第71号)の一部を次のように  
改正する。

第6条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ  
れらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる  
物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他  
人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ  
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第276条第  
1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第23条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次  
の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等  
の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体

的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第28条第3項第2号の2中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第43条ただし書および第49条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第53条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第57条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号

を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第60条ただし書および第100条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第104条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第111条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第104条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第114条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第132条ただし書および第148条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第154条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第165条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第166条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第173条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第178条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第183条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第189条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「および入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号および第4号」を「前項第2号および第3号」に改める。

第191条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第193条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2号中「もしくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第202条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の

規定による」に改める。

第203条中「および第165条」を「、第165条および第165条の2」に改める。

第206条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- (4) 第2号アの(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生

省令第50号) 第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上

を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号アの(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設およ

び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第208条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第213条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第214条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第217条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アおよび第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第236条において準用する第165条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

- (2) 複数の種類の介護機器を活用していること。
- (3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第218条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第227条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第227条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第233条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定す

る新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第235条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第236条中「および第158条」を「、第158条および第165条の2」に改める。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第246条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第249条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第250条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第254条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第254条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に

次の1号を加える。

- (2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第255条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第260条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイト

に掲載しなければならない。

第261条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第254条第7号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録第267条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第272条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第272条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅

サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第273条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第274条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第272条第7号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状態ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第276条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第2条 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状態ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号

を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第71条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第80条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第84条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第85条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師および理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハ

ビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第87条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第84条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第94条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第94条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第94条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第94条第1項第5号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第136条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第139条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第140条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に

次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第144条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第139条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第190条第1項第1号中「秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項および附則第3項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（新条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導

事業者に適用される場合に限る。)、第39条の2(新条例第97条において準用する場合に限る。)および第95条の規定の適用については、新条例第3条第3項および第39条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第95条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第31条の2(新条例第97条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新条例第31条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第33条第3項(新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(新条例第180条において準用する場合を含む。))、第180条の3、第187条、第203条(新条例第215条において準用する場合を含む。))、第236条および第247条において準用する場合を含む。))および第260条第3項(新条例第264条および第275条において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第154条第6項（新条例第180条の3および第187条において準用する場合を含む。）、第173条第8項、第193条第6項および第208条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第165条の2（新条例第180条、第180条の3、第187条、第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）および第236条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第165条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理に係る経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第227条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定居宅サービス等の事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第51号

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する件

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第49条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第50条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第266条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第54条の4第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第55条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第58条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第58条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第86条第1号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「担当職員」の次に「および同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「等をいう」の次に「。第250条第4号および第264条第3号において同じ」を加

える。

第124条第3項中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

第130条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第136条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第139条第2項中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「担当職員」の次に「および同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第140条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第141条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第157条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第167条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第173条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「および入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号および第4号」を「前項第2号および第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第175条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第177条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第179条第2号中「もしくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第180条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第181条中「および第140条」を「、第140条および第140条の2」に改める。

第191条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な

器械および器具を備えること。

## エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号アの(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

## ア ユニット

### (ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とするこ

と。ただし、a ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。

ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号アの(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第194条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。  
第195条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第203条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アおよび第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第217条において準用する第140条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第204条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第210条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第210条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第214条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第

6 条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第216条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第217条中「第54条の2の2、第54条の4」の次に「から第54条の8まで、第54条の10」を加え、「（第54条の9第2項を除く。）」を削り、「および第139条の2」を「、第139条の2および第140条の2」に改める。

第228条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第233条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第234条中「第54条の2の2、第54条の4」の次に「から第54条の8まで、第54条の10」を加え、「（第54条の9第2項を除く。）」を削り、「第211条までおよび」を「第210条まで、第211条および」に改める。

第238条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第239条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内

にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第246条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第247条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第250条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録  
第250条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第250条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用

具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第251条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第256条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第261条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第264条第8号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第264条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当た

っては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第264条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第265条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第266条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にあ

る」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第73条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第76条第15号中「および第10号」を「、第9号および第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第79条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号。第117条第4項および第174条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は秋田市介護医療院の人員、施設およ

び設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号。第117条第4項および第174条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第83条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第86条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第86条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師および理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第92条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同

項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第4号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際

の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第117条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第122条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第125条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第125条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第174条第1項第1号中「秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（新条例第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第54条の10の2（新条例第93条において準用する場合に限る。）および第91条の規定の適用については、新条例第3条第3項および第54条の10の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第91条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項

に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

附則第4項を次のように改める。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第54条の2の2（新条例第93条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、新条例第54条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第54条の4第3項（新条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条および第234条において準用する場合を含む。）および第246条第3項（新条例第253条および第262条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第136条第3項（新条例第159条、第164条の3および第171条において準用する場合を含む。）および第177条第3項（新条例第196条において準用する場合を含む。）

む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第140条の2（新条例第159条、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）および第217条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第140条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第210条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定介護予防サービス等の事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第52号

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「平成24年秋田市条例第75号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を加え、「同条例第152条第4項」を「同項」に改め、同条に次の3項を加える。

- 11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第147条第1

項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項および次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条の2中「医師」の次に「および第33条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者の」を「入所者の病状の急変等に備える」に、「協力病院」を「、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、

入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方

策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第42条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の3中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

## 提案理由

指定介護老人福祉施設における協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第53号

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件

を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次の  
ただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該  
各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談  
への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において、診  
療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の  
医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を  
要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保  
していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所  
者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の  
名称等を当該介護老人保健施設に係る許可を行った市長に届け出なけれ  
ばならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協  
定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）  
との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感  
染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感  
染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう  
努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である  
場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の  
発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院  
した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合におい  
ては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよ

う努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条の2の次に次の1項を加える。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第54条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31

日までの間、改正後の秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第1項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第39条の3（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第39条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

介護老人保健施設における協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第54号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の

2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第49条ただし書中「、管理者は」および「同一敷地内の」を削り、「従事する」を「従事させる」に改める。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

ならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し」を「従

事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第66条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第67条第1項ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し、」を「従事させ、」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に、「従事しても」を「従事させても」に改める。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他

の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「および次条」を削る。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第84条第3項中「第113条」の次に「、第193条第3項」を加える。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体的拘束等」を「前号の身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回

以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「および第105条」を「、第105条および第107条の2」に改める。

第131条第7項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減

を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「および第100条」を「、第100条および第107条の2」に改める。

第152条第8項第4号中「もしくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「および第173条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号および第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第173条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者の」を「入所者の病状の急変等に備える」に、「協力病院」を「、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第173条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第177条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第178条中「および第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の17第1項から第4項までおよび第107条の2」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条中「第4項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第191条中「介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第193条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話および機能訓練ならびに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条第2項第3号および第6号から第9号までの規定中「に規定す

る」を「の規定による」に改める。

第203条中「および第107条」を「、第107条および第107条の2」に改める。

第204条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第93条第7号および第198条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第107条の2（新条例第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第107条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第173条第1項（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定地域密着型サービスの事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第55号

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（」、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」および「をいう。第44条第6項において同じ。）」を削る。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」

を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」および「もしくは併設す

る指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型

共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるよう努めなければならぬ。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「および第61条」を「、第61条および第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条および第86条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

## 提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第56号

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章および次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条の見出しを「（利用料等の受領）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規

定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第31条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2および第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号ア中「およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、

同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

第34条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第22条第3項（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

提案理由

指定介護予防支援等の事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第57号

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第3条第2項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項および第14条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用および管理を行う指定居

宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第4条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第8項を第9項とし、同条第7項中「、第4項」を「、第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項に

において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第14条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第14条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供

を受けること。

第14条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第14条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例第23条第3項（同条例第31条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

## 提案理由

指定居宅介護支援等の事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第58号

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該介護医療院に係る許可を行った市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例

第54条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

介護医療院における協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第59号

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する件

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例  
(平成24年秋田市条例第77号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定  
による」に改める。

第11条に次の2項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1  
項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特  
別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原  
諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定す  
る小笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3  
号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域  
に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下こ  
の項および次項において同じ。）に秋田市指定居宅サービス等の事業の  
人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例

第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第72号)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第22条の2中「医師」の次に「および第27条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第23条第2項中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第2章中第31条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第40条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第45条第11項中「秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第12項中「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備お

よび運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第48条中「、第31条および第31条の2」を「および第31条から第31条の3まで」に、「から第31条の2」を「から第31条の3」に改める。

第52条中「、第31条の2」を「から第31条の3まで」に、「から第31条の2」を「から第31条の3」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第27条第1項（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第31条の3（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第31条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

提案理由

特別養護老人ホームにおける協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第60号

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者の」を「入所者の病状の急変等に備える」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第25条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、

「定めておくよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

養護老人ホームにおける協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第61号

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「第17条第3項に規定する」を「第17条第4項の規定による」に改め、同項第4号中「苦情」を「規定による苦情」に改め、同項第5号中「第33条第2項の」を「第33条第3項の規定による」に改め、「の同条第3項」を削る。

第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなけれ

ばならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
  - 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
  - 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
  - 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第34条第1項中「、交付」および「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第16項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第28条第3項（同条例附則第30項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

#### 提案理由

軽費老人ホームにおける協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第62号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第148条の4」を「第148条の5」に改める。

第2条第17号中「、指定通所支援基準条例第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第6条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第7条中「重度訪問介護に」の次に「係る指定障害福祉サービスの事業に」を加える。

第25条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第26条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者およびその同居

の家族ならびに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第3項中「サービス提供責任者は、」の次に「第1項の」を加える。

第30条に次の1項を加える。

- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第45条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第48条第2項中「重度訪問介護に」の次に「係る基準該当障害福祉サービスの事業に」を加える。

第50条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第58条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第59条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「および指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「および当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するととも

に」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。  
第60条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第79条第1項第2号および第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第86条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第94条の4第1号および第2号中「第148条の3」を「第148条の4」に改める。

第105条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第119条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者およびその同居の家族ならびに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第122条中「、第29条」を「から第30条まで」に改める。

第142条第1項第1号および第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第148条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第8章第5節中第148条の4を第148条の5とし、第148条の3を第148条の4とし、第148条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第148条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第149条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数および共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第149条中「第205条」を「第149条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）および第205条」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業者等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第149条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第149条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者および次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第158条および第171条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第176条第2項中「（昭和35年法律第123号）」を削る。

第189条中「第146条」の次に「、第179条第6項」を加え、「第180条第1項」を「第179条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項」に改める。

第193条中「第146条」の次に「、第179条第6項」を加え、「第180条第1項」を「第179条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と、第180条第1項」に改める。

第193条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第193条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第193条の14第1項第2号中「利用者の数の」を「場合の」に改め、同号アおよびイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第193条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1

項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第193条の17を次のように改める。

#### 第193条の17 削除

第193条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用し」を加える。

第193条の20中「第59条中」を「第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第59条中」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第194条中「又は食事」を「もしくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第197条の2第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第197条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第197条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第197条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第197条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条および第200条の2の9において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第199条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感

染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第200条中「、第75条」を削る。

第200条の2中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつもしくは」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の2の2中「又は食事」を「もしくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の2の9の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「等を報告し」を「および第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等の報告をし」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその

提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第200条の2の10中「、第75条」を削る。

第200条の2の11中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の3中「又は食事」を「もしくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の12中「、第75条」を削り、「第197条の6まで、第198条、第198条の2」を「第198条の2まで」に改める。

第201条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第206条第1項第3号および第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第207条ただし書中「職務に」の次に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第209条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第210条第1項中「第148条の4」を「第148条の5」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第197条の7（同条例第200条の12において準用する場合を含

む。以下同じ。) および第200条の2の9の規定の適用については、同条例第197条の7第2項および第3項ならびに第200条の2の9第2項および第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条例第197条の7第4項および第200条の2の9第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定障害福祉サービスの事業等における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第63号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第4条第1項第2号および第4号中「又は作業療法士」を「、作業療法

士又は言語聴覚士」に改め、同条第3項中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項第1号ならびに同条第4項第1号および第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第6項中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「および当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「および当該利用者」を、「関係者」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難

を抱える場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。  
第27条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第27条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第27条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する

意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (地域との連携等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第27条の2の規定の適用については、同条第2項および第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

### (地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

## 提案理由

指定障害者支援施設における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第64号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、

同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「および当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「および当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号および第4項ならびに第52条第1項第2号および第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条および第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書および」を削る。

第88条中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第66条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

障害福祉サービス事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第65号

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する件

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一  
部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平  
成24年秋田市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に  
配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意  
向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行  
う者又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を  
図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じ  
なければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障  
害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等  
をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己  
決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支  
援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期  
的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を  
図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第2項第2号および第4号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第4項中「又は作業療法士、」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士又は」に改め、同項第1号ならびに同条第5項第1号および第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第7項中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「および当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「および当該利用者」を、「関係者」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。  
第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (地域との連携等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第2項および第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

### (地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

## 提案理由

障害者支援施設における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第66号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第66条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第67条・第68条）を「第3章

第3節 設備に関する基準（第69条）

第4節 運営に関する基準（第70条—第76条）」

削除」に改める。

第2条第2項第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第5号中「、第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条中「指導および訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで」を「、第2項および第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「および便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合は、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に掲げる設備を除き」を加える。

第11条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第23条第2項中「とき」を「場合」に、「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第24条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第25条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「および肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第5項中「前項の評価および改善の内容を」を「自己評価および保護者評価ならびに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条および次条において同じ。）の確保ならびに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第26条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加および包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加および包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第27条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第28条に次の1項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。
- 第30条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項および第3項から第

5 項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第35条中「又は特例障害児通所給付費」を「もしくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第39条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第40条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第60条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 削除

第66条から第76条まで 削除

第77条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導および訓練」を「支援」に改める。

第80条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第86条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第90条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「および知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「および当該障害児の訓練等」を「ならびに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練もしくは」に改める。

第96条中「第4項および第5項を除く。）」を「第6項および第7項を除く。）」、第26条の2」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に、「、第52条から第54条までおよび第75条」を「および第52条から第54条まで」に、「読み替える」を「、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第48条第1

項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第101条中「および第5項を除く。）」を「を除く。）」、第26条の3」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「、第75条」を削り、「第43条第1項」を「第26条第6項中「を受けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価および保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価および訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第43条第1項」に改め、「勤務体制」と」の次に「、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第102条第1項中「第3項および第6項」を「第4項および第5項」に改め、「、第67条」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第67条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、ならびに同条第2項および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第104条第1項中「、第70条」を削り、同条第2項中「、第70条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項および第4項中「、第70条」

を削る。

第105条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第76条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所および同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第6条および第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所および同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

5 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例

第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 6 新条例第26条の2（新条例第58条、第62条、第83条、第84条、第88条および第96条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第26条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定通所支援の事業等における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第67号

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法施行規則の一部改正（令和5年内閣府令第72号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第68号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第30条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第33条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正（令和4年法律第66号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第69号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件

秋田市民交流プラザ条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 子育て交流室

第3条第6号中「、家庭」を削り、同条第7号中「子ども未来センター」を「子育て交流室」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

市民交流プラザの施設の名称を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第70号

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例の一部を改正する件

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例の一部を改正する条例

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例（平成26年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども未来部子ども健康課」を「子ども家庭センター子ども健康課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

秋田市小児慢性特定疾病審査会の庶務に係る規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第71号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「が、当該特定教育・保育施設の

同号」を削り、「総数が、当該特定教育・保育施設と同条第1号」を「総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和5年内閣府令第86号）等に伴い、運営規程等の重要事項に係る公衆の閲覧について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第72号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中第52号を第54号とし、第51号の次に次のように加える。

|  |  |         |
|--|--|---------|
| (52) 政令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る特例の認定の申請に対する審査 | 既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料 | 27,000円 |
| (53) 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る特例の認定の申請に対する審査 | 既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における道路内の建築に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料        | 27,000円 |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築基準法施行令の一部改正（令和5年政令第280号）に伴い、既存の建築物の敷地と道路との関係に関する特例に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第73号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を  
改正する件

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を次の  
ように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を  
改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋  
田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築  
物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第4条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」  
を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和4年  
法律第69号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものであ  
る。



## 議案第74号

秋田市営住宅条例の一部を改正する件

秋田市営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（令和5年法律第30号）に伴い、入居者の資格の条件を拡大するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第75号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6第3号のオ中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和5年政令第347号）に準じ、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の額を改めるため、改正しようとするものである。



議案第76号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）  
の一部を次のように改正する。

別表第3中「425.7ヘクタール」を「337.1ヘクタール」に、「12,488人」を「10,518人」に、「2,578.8立方メートル」を「2,046.9立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

上新城農業集落排水施設の廃止に伴い、農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするものである。



議案第77号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件

秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市上新城農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市上新城農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市上新城農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

## 提案理由

上新城農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするものである。

## 議案第78号

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を  
改正する件

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を次の  
ように改正する。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を  
改正する条例

次に掲げる条例の規定中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

- (1) 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）第7条第1  
項および第37条第2項ただし書
- (2) 秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）第5条  
および第23条第2項ただし書

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正（令和5年法律第36号）に伴い、規定を整備するため、  
改正しようとするものである。



議案第79号

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期計画を認可する件

次のとおり地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期計画を認可することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第83条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期計画 別紙

提案理由

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期計画を認可するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期計画

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期計画は、地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標を達成するために策定するものです。

平成26年度に地方独立行政法人化した当法人は、平成31年度から令和5年度までの第2期中期計画の期間において、新型コロナウイルス感染症が流行した際には、公立病院の果たすべき役割を再認識し、市民の安全・安心を第一に考え、従来から行っていた医療を継続しつつ同感染症に対応するため、職員が一丸となって入院病床の確保や発熱外来などを行いました。

他方、長引くコロナ禍による受診控えや院内クラスターの発生、新病院移行にかかる費用の増加、エネルギーコスト等の経費の増加により経営環境は厳しく、今後とも公立病院としての使命を果たし続ける、持続可能な病院経営のため、収支状況の改善が喫緊の課題となっております。

また、人口減少や少子高齢化等の進展、医師・看護師をはじめとする職員の確保や働き方改革への対応など、医療を取り巻く環境が変化する中で、医療の需給状況等の変化に対応しつつ、地域医療への貢献も果たしていく必要があります。

このような状況変化に加え、第8次秋田県医療保健福祉計画、秋田県地域医療構想（注1）等への対応も求められる中、当法人としては、令和4年10月に新病院が開院し、医療環境も一新したところであり、その強みを活かしつつ、当法人の理念および基本方針の下、地域の中核病院として、がん診療をはじめとした高度・専門医療、救急医療、小児・周産期医療等、良質で安全な医療を継続的に提供することにより、市民の健康の維持および増進に努めます。

### 理念

市立秋田総合病院は、すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます。

### 基本方針

- 1 常に医療水準の向上に努め、地域の中核病院として多様化する

医療への要望に応えます。

- 2 患者さんの権利や意思を十分に尊重し、診療情報の提供による相互理解に基づく医療を行います。
- 3 医療の安全のさらなる向上に努め、患者さんが安心できる医療を行います。
- 4 職員にとり働きがいのある就労環境の整備に努め、質の高い医療人を育成します。
- 5 業務の改善と効率的な運営に努め、健全で安定した経営基盤を確立します。

## 第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 良質で安全な医療の提供

地域における中核的な公的医療機関として、市民の多様なニーズに応え、市民の健康の維持および増進に寄与するため、医療機器の整備等により、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患の5疾病（注2）のほか、感染症に対応する医療、救急医療等を提供します。

#### (1) 高度・専門医療の提供

市立秋田総合病院（以下「当院」という。）の行う高度・専門医療を充実させるため、医療機器の計画的な更新・整備を行うとともに、医療従事者の専門性を高めることなどにより、診療機能の向上に努めます。

##### ア がんへの対応

秋田県がん診療連携推進病院（注3）として、引き続き、がんに対する難易度の高い外科的治療をはじめ、低侵襲（注4）の外

科的・非外科的治療、化学療法、放射線治療等の集学的治療（注5）を効果的に実施するとともに、緩和医療を行います。

【目標指標】

|                  | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|------------------|---------|----------|
| 院内がん登録件数<br>【新規】 | —       | 900件     |
| がん手術件数           | 477件    | 600件     |
| 化学療法件数           | 3,416件  | 3,700件   |
| 放射線治療件数          | 1,779件  | 3,500件   |

イ 脳卒中への対応

急性期の脳梗塞患者対応について、夜間休日を含む24時間のCT・MRI等の画像診断などの緊急検査体制と早期治療体制を維持するとともに、入院早期からリハビリテーションを積極的に実施し、ADLの改善に努めます。

また、その他の脳卒中疾患については、三次救急医療機関と連携し対応します。

【目標指標】

|                           | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|---------------------------|---------|----------|
| 脳梗塞入院1週間以内の<br>リハビリ強度【新規】 | —       | 15.0     |

ウ 急性心筋梗塞への対応

24時間対応可能な冠動脈カテーテル治療（注6）およびその後の集中治療管理により、更なる救命率の向上を目指します。

【目標指標】

|                          | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|--------------------------|---------|----------|
| 急性心筋梗塞急性期PCI<br>I実施率【新規】 | —       | 75.0%    |

エ 糖尿病への対応

チーム医療による食事療法、運動療法、薬物療法等の糖尿病治療を提供するとともに、予防目的を含めた糖尿病教室を定期的に

開催することにより、患者の意識啓発などの推進に努めます。

【目標指標】

|                   | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|-------------------|---------|----------|
| 糖尿病教育入院件数<br>【新規】 | —       | 50件      |

オ 精神疾患への対応

精神科の閉鎖病棟を有する市内で唯一の総合病院として、重篤な精神疾患患者に引き続き対応します。

また、高齢化に伴い身体合併症を有する患者が増加していることから、身体合併症を有する精神疾患患者への対応病院として大きな役割を担っており、今後も急性期入院治療をはじめとする総合病院に求められる精神医療の充実に努めます。

さらに、基幹型認知症疾患医療センター（注7）として、認知症に関する各種相談、鑑別診断および専門治療を行います。

【目標指標】

|                      | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|----------------------|---------|----------|
| 精神科病院からの身体疾患受入頻度【新規】 | —       | 4.0%     |

(2) 救急医療の提供

心筋梗塞、急性腹症（注8）、脳梗塞等への緊急対応も可能な二次救急医療機関（注9）として、24時間365日の対応を継続します。

【目標指標】

|                    | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|--------------------|---------|----------|
| 救急搬送患者受入件数<br>【新規】 | —       | 2,500件   |

(3) 採算性は低い公的医療機関として担うべき医療の提供

採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療は、秋田市が設置する医療機関の公的使命として、今後も継続して提供します。

ア 結核医療

秋田市が属する二次医療圏（注10）内で結核病床を有している

医療機関として、秋田県医療保健福祉計画および結核患者数の動向を見据えながら、地域において求められる結核病床数を維持し、引き続き結核医療を提供します。

#### イ 精神医療

(1)のオの精神疾患への対応のとおり、精神医療の充実に努めます。

#### ウ 感染症医療

秋田市が属する二次医療圏内で第二種感染症病床を有している医療機関として、地域において求められる感染症医療を提供します。

#### (4) 健診体制の充実

市民の疾病の予防および早期発見・早期治療のため、検査項目の設定および利便性の向上に配慮しながら、引き続き人間ドックをはじめ、企業健診の受託などを行います。

#### (5) 医療安全対策等の強化

##### ア 医療安全対策の強化

職員からのインシデント・アクシデント（注11）報告を徹底させ、毎月開催する医療安全対策委員会でその分析を行い、リスク回避の方策を立案するなど医療安全対策に取り組むとともに、全職員に対し年2回以上の研修受講を義務付けて医療安全についての意識の向上を図り、引き続き医療を安全に提供するよう努めます。

##### 【目標指標】

|           | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|-----------|---------|----------|
| インシデント報告数 | 987件    | 1,200件   |

##### イ 院内感染防止対策の強化

感染制御チームによる週1回の院内巡回、情報の収集、調査、分析、対策の立案等により院内感染の防止を図るほか、全職員に対し年2回以上の研修受講を義務付けて院内感染についての知識の習得と意識の向上を図り、引き続き病院全体として院内感染防

止に取り組みます。

また、薬剤耐性対策の推進のため、抗菌薬適性使用支援チームにおいてカンファレンスを開催し、抗菌薬の適正使用が必要と思われる患者に対し早期に介入できるように努めます。

【目標指標】

|                  | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|------------------|---------|----------|
| 全病棟環境ラウンド実施率【新規】 | —       | 98.0%    |

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療や小児医療の充実を図り、女性と子どもに優しい病院を目指します。

ア 女性に優しい病院づくり

乳がん、子宮がん等、女性特有の疾患に関する医療の一層の充実を図るとともに、女性が受診・相談しやすい医療環境の整備に努めます。

イ 小児医療体制の充実

小児科医が平日24時間診療を行う小児科救急（注12）を引き続き実施するとともに、アレルギー外来を継続し、秋田市の目指す「子どもを生き育てやすい社会づくり」の一翼を担います。

【目標指標】

|           | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|-----------|---------|----------|
| 小児科救急受診者数 | 4,071人  | 5,000人   |

ウ 病児保育施設の運営

秋田市の子ども関連部局と連携し、病児対応型の病児保育施設を継続して運営します。

エ 産科医療の充実

安全で快適な出産環境を提供するとともに正常分娩以外にも対応し、緊急母体搬送の受入れ、合併症妊娠、切迫流産および重症妊娠中毒症の管理などを行います。

オ 遺伝カウンセリング外来の運営

遺伝病又は遺伝子が関係する疾病から生じる問題に関してカウンセリングを行い、遺伝病などに関する詳しい情報や専門的な情報を提供するとともに、心理面のサポートを行います。

(7) 高齢者に対する適切な医療の提供

加齢に伴う認知症などの精神疾患、運動器障害等、いくつかの疾病を併せ持つ高齢者の増加への対応に努めます。

精神疾患に関しては、身体合併症を有する精神疾患患者への対応病院として、引き続きその機能を十分に果たすほか、基幹型認知症疾患医療センターとして、認知症の早期発見・早期治療のため、認知症に関する各種相談、鑑別診断および専門治療を行うとともに、地域の医療機関および介護施設と連携し、急性期治療後の医療又は介護を切れ目なく提供することができるよう支援します。

また、運動器障害に関しては、適切に傷病の治療を行うとともに、早期に開始される急性期リハビリテーションおよびその後の回復期リハビリテーションの充実を図り、高齢者の残存機能を引き出して、自立した生活への復帰を促します。

【目標指標】

|                          | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|--------------------------|---------|----------|
| ものわすれ外来受診者数<br>(新患) 【新規】 | —       | 450人     |

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者やその家族が納得して医療を受けられる体制を維持するとともに、患者サービスの向上を図ります。

ア 患者やその家族の権利の尊重

患者やその家族に対して治療方針、治療経過等を丁寧にわかりやすく説明し、納得の上で治療方法を選択することができるよう、インフォームド・コンセント（注13）の充実、徹底を図ります。

また、医療を自由に選択する患者の権利を守るため、当院又は他の医療機関の患者が主治医とは別の意見を求めた場合には、引き続きセカンドオピニオン（注14）の要望に適切に対応します。

## イ 患者サービスの向上

### (ア) 患者待ち時間の短縮

待ち時間調査を行った上で、業務の流れの見直しなどを継続的に行い、外来患者の待ち時間の短縮を図ります。

#### 【目標指標】

|                                 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|---------------------------------|---------|----------|
| 予約時間から診察開始<br>(予約時間内を0とする) 【新規】 | —       | 15分以下    |

### (イ) 患者満足度調査の実施

入院患者および外来患者に対して患者満足度調査を実施し、分析を行うことで環境整備や業務運営の改善を図り、患者満足度の向上に努めます。

#### 【目標指標】

|                      | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|----------------------|---------|----------|
| 入院患者満足度<br>(満足+やや満足) | 97.3%   | 98.0%    |
| 外来患者満足度<br>(満足+やや満足) | 94.6%   | 96.0%    |

### (ウ) 接遇に関する研修の実施

患者および来院者に寄り添った、心のこもった接遇を実践することができるよう職員に対して接遇研修を実施します。

### (エ) 入退院支援の実施

患者サポートセンターにおいて、患者の利便性向上と患者支援機能の充実を図ります。

また、入院前の患者に対し、入院中のイメージができるような説明や入院生活が安全におくれるようリスクアセスメントを実施するとともに、薬剤師、栄養士および看護師が連携し、不安解消に努めます。

さらに、治療後も住み慣れた地域で暮らせるよう、社会保障

制度を活用した退院調整のほか、院内外および家族を含めた合同カンファレンスの開催などに努めます。

(オ) 院内環境の整備

患者および来院者に快適な環境を提供するに当たり、現在の施設設備の長寿命化等を視野において、整備計画を立案し、管理していきます。

(カ) 広報の充実

広報誌により当院の特色、取組などを積極的に周知するとともに、来院者があらかじめ当院に関する情報を入手し、安心して当院を利用することができるよう、ホームページに掲載する病院案内、治療実績等の情報の充実に努めます。

(キ) 院内行事の実施

院内において音楽会および病院祭を開催し、患者および来院者に安らぎや喜びの場を提供します。

2 医療に関する調査および研究

治療実績および医療に関する情報の蓄積および管理に努めるとともに、診断、治療等の臨床に応用するための臨床研究（注15）を進めます。

また、新薬の開発等に貢献し、治療の効果および安全性を高めるため、積極的に治験（注16）を実施するよう努めます。

3 人材の確保と育成

良質で安全な医療を提供し、当院が担うべき医療機能を充実させるために必要な人材の確保および育成を図ります。

(1) 医療職の人材の確保

優秀な医療職の人材を確保するため、効果的な情報発信やPRを実施するとともに、院内保育所の運営など、職員の働きやすい就労環境の充実に努めます。

また、医師又は看護師が本来の業務に専念することができるよう、医師事務作業補助者（注17）や看護補助者を配置することにより負担軽減を図ります。

#### ア 医師

大学などの関係機関と連携を進め、引き続き医師の確保に努めるとともに、教育研修プログラムの一層の充実により臨床研修医の確保を図ります。

#### イ 看護師

看護師養成機関との連携、就職説明会の開催、採用試験の適宜実施等により看護師の確保に努めます。

#### ウ 医療技術者

医療環境および業務量の変化に対し、柔軟に対応することができるよう医療技術者の確保および配置に努めます。

### (2) 人材育成

医療職職員（注18）について、医療等の専門知識の向上および新たな医療技術の習得のため、学会、研修会等への積極的な参加を促すとともに、職務上必要な専門資格、認定資格の取得の支援に努めます。

また、事務職職員（注19）についても、医療に関する知識の向上のため、研修会への積極的な参加や資格取得を促します。

## 4 地域医療への貢献

地域の医療機関等との連携を強化するとともに、研修医の受入れなどにより医療従事者の育成に努めるなど地域医療に貢献します。

また、市民の健康づくりを推進するため、医療および健康に関する情報を発信します。

### (1) 地域の医療機関等との機能分化・連携強化

地域の中核的な医療機関として、がん診療をはじめとした専門性の高い急性期医療の提供を維持し、不整脈治療の拠点病院としてカテーテルアブレーション治療（注20）を引き続き推進するとともに、かかりつけ医をはじめとした地域の医療機関からの紹介による急性期患者の受入れおよび急性期を脱した患者の地域の医療機関への逆紹介を推進し、地域医療支援病院（注21）としての承認を目指します。

また、当院が求められる公立病院としての役割を果たすため、採算性が低い精神・結核病棟を有するほか、一般救急・小児科救急外来等の運営の継続実施に加え、新病院で設置した第二種感染症病床4床の運用により、新興感染症等への対応にも注力します。

さらに、保健・福祉機関、介護施設などとの連携強化を図り、地域包括ケアシステム（注22）における中核となる急性期医療機関としての役割も担います。

加えて、地域連携クリニカルパス（注23）を適用する疾患の拡大を図り、それぞれの機能および役割を担う医療機関の間で共有することにより、患者にとって切れ目のない円滑な医療提供体制の実現に努めます。

引き続き、地域医療における当院の役割や機能を市民に向けて発信するとともに、その見直しが必要となった場合にも、丁寧な説明を行います。

**【目標指標】**

|                            | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|----------------------------|---------|----------|
| 紹介率<br>(地域医療支援病院)          | 49.3%   | 50.0%    |
| 逆紹介率<br>(地域医療支援病院)         | 90.9%   | 91.0%    |
| アブレーション実施件数<br><b>【新規】</b> | —       | 200件     |

(2) 教育研修の推進

地域の医療を担う医師およびその他の医療従事者の育成に貢献するため、研修医又は医療教育機関からの実習生の受入れを行うほか、専門医などの育成に努めます。

ア 研修医の育成

教育研修プログラムなどの一層の充実を図り、臨床研修指定病院（注24）として、研修医の技術および知識の向上のため、上級医による週1回のプライマリーケア（注25）の講義、月1回の救

急カンファレンスや症例検討会を継続して実施します。

#### イ 実習生の受入れ

秋田大学医学部、秋田市医師会立秋田看護学校等の実習病院として、次世代を担う医師および看護師の教育に努めるとともに、医療技術者の育成のため、薬剤部、栄養科、リハビリテーション科等においても実習生の受入れに努めます。

#### ウ 専門医等の育成

学会又は日本専門医機構が認定する専門医の研修施設として、専門医（注26）の育成に努めるなど、地域における医療の中核となる人材の育成を図ります。

### (3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、各種院内教室や健康講座（注27）を実施するとともに、当院ホームページへ院内教室等の資料等の掲載や院内掲示を行うほか、地域の要請に応じて出前講座（注28）を実施し、医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めます。

また、各種院内教室等を開催した際には、アンケートを実施するなど受講者の理解度等を把握し、内容の改善および充実を図ります。

#### 【目標指標】

|           | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|-----------|---------|----------|
| 院内教室等実施回数 | 7回      | 45回      |

### 5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時には災害拠点病院（注29）として、秋田県、秋田市、関係医師会等と協力して対応に当たることとし、災害時対応訓練による体制強化を行うとともに、職員、患者の3日分以上の食料を災害備蓄品として確保しつつ、災害時の病院運営継続のため、燃料3日分以上を常備します。

また、大規模な災害、事故等の発生時に被災地に駆けつけ救急医療を行うために組織した災害派遣医療チーム（注30）（DMAT）の2チーム体制を維持することに努めます。

さらには、災害時病院間支援協定を締結している仙台市立病院および山形市立病院済生館との連携を維持し、災害時の人的・物質的援助を優先的に提供しあいます。

加えて、第二種感染症指定医療機関（注31）として、新興感染症等に対し、平時より感染拡大に備えた体制構築に努め、まん延またはそのおそれがある状況においても関係機関と連携し受入れ体制を強化します。

### 第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 経営企画・分析力の向上

研修、資格取得等により、医療事務の高い専門性を有する人材を育成するとともに、必要に応じて、外部アドバイザーを活用し、専門的知見や病院経営に関する知識により、事務部門における経営企画・分析力の向上を図り、経営の強化に努めます。

#### 2 外部評価

公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価（注32）の認定更新（令和7年度）に向けて、医療機能・患者サービス向上委員会が中心となって、更なる医療の質の向上およびサービスの改善を図ります。

なお、次回更新時の審査結果は、ホームページで公表し、市民の信頼の確保に努めます。

#### 3 効率的な診療体制の推進

電子カルテシステム（注33）を運用し、各部門間において患者情報を共有化することにより、医療の提供の効率化を図ります。

なお、近年、病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増加していることから、対策方法や機器のセキュリティ向上について随時見直し、情報セキュリティ対策を徹底します。

また、当院ではマイナンバーカードの健康保険証利用の運用を令和4年12月から開始しており、今後も院内ポスターやホームページで周

知します。

さらに、クリニカルパスを引き続き推進するとともに、内容の精査による質の向上を図り、部門や職種を超えた職員のスムーズな連携のもと、チーム医療による効果的かつ効率的な医療を実施します。

【目標指標】

|                     | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|---------------------|---------|----------|
| クリニカルパス使用率<br>(患者数) | 57.0%   | 56.0%    |

4 医業収入の確保

診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応および未収金対策の強化により、医業収入の確保に努めます。

(1) 病床利用率の向上

収益の向上のためには入院患者数を増加させることが重要であり、救急患者、紹介患者の受入れや後方支援病院との連携を強化し、病床利用率（注34）の向上に努めます。

【目標指標】

|                   | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|-------------------|---------|----------|
| 入院患者延べ患者数<br>【新規】 | —       | 128,600人 |
| 病床稼働率（全体）<br>【新規】 | —       | 89.0%    |

※診療単価は退院日を含んで（延べ患者数と同じ）算出することから、経営管理上目標指標を延べ患者数・病床稼働率とした。

(2) 診療報酬請求事務の体制強化

診療報酬に関連する施設基準の維持、管理および診療報酬の請求漏れ、減点等の防止のため、医療事務の経験豊富な人材の確保又は専門的な研修の受講促進による人材の育成を図り、診療報酬の改定等の環境変化に迅速かつ適切に対応することができるよう体制強化に努めます。

(3) 未収金対策の強化

患者に対する入院時の説明の徹底および院内連携により未収金の発生の防止に努めるとともに、未収金が発生した場合には、早期回収のため、督促に加え、法的措置の対応も引き続き行います。

【目標指標】

|                     | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|---------------------|---------|----------|
| 未収金徴収率<br>(個人：現年度分) | 99.1%   | 99.5%    |

5 経費の節減

複数年契約、複合契約等の多様な契約手法により購入価格の引下げを図るとともに、可能な限り後発医薬品（注35）（ジェネリック医薬品）への切替えを推進し、引き続き経費の節減に努めます。

また、職員のコストに対する意識の徹底を図ることにより、消耗品、光熱水費等の経費の節減に努めます。

【目標指標】

|                             | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|-----------------------------|---------|----------|
| 診療材料費の削減額（累積）<br>(税抜き) 【新規】 | —       | 24,000千円 |
| 薬品費の薬価値引率【新規】               | —       | 12.87%以上 |
| 後発医薬品使用率<br>(数量ベース)         | 91.1%   | 91.0%    |

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

第2期中期計画期間内に行われた病院の改築および医療機器整備などの減価償却費の発生により、経常収支に影響がみられるため令和9年度までの経常収支の黒字化は困難であるものの、「第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を着実に実行し、良質な医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、減価償却費が減少する令和10年度での経常収支の黒字化を図ります。

1 予算（令和6年度～令和10年度）

（単位：百万円）

| 区 分     | 金 額    |
|---------|--------|
| 収入      |        |
| 営業収益    | 69,086 |
| 医業収益    | 62,698 |
| 運営費負担金等 | 5,293  |
| 補助金等    | 1,095  |
| 営業外収益   | 955    |
| 運営費負担金等 | 429    |
| 補助金等    | 0      |
| その他収入   | 526    |
| 資本収入    | 4,487  |
| 運営費負担金  | 3,670  |
| 長期借入金   | 518    |
| その他     | 299    |
| 計       | 74,528 |
| 支出      |        |
| 営業費用    | 64,465 |
| 医業費用    | 62,139 |
| 給与費     | 31,303 |
| 材料費     | 17,844 |
| 経費      | 12,754 |
| 研究研修費   | 238    |
| 一般管理費   | 2,326  |
| 営業外費用   | 1,309  |
| 資本支出    | 7,752  |
| 建設改良費   | 590    |
| 償還金     | 7,162  |
| 計       | 73,526 |

(注) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮して  
いません。

**【人件費の見積り】**

期間中総額32,691百万円を支出します。

なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、職員の給料、諸手当、  
法定福利費および退職手当の額に相当するものです。

**【運営費負担金の算定ルール等】**

運営費負担金（注36）については、毎年度総務省が発出する「地  
方公営企業繰出金について」に準じた考え方によります。

また、建設改良費および長期借入金等元利償還金に充当される運  
営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とします。

2 収支計画（令和6年度～令和10年度）

（単位：百万円）

| 区 分       | 金 額    |
|-----------|--------|
| 収益の部      | 70,307 |
| 営業収益      | 69,423 |
| 医業収益      | 62,677 |
| 運営費負担金等収益 | 5,293  |
| 補助金等収益    | 1,453  |
| 営業外収益     | 884    |
| 運営費負担金等収益 | 429    |
| 補助金等収益    | 0      |
| その他営業外収益  | 455    |
| 臨時利益      | 0      |
| 費用の部      | 73,610 |
| 営業費用      | 69,019 |
| 医業費用      | 66,728 |
| 給与費       | 31,303 |
| 材料費       | 16,224 |
| 経費        | 11,493 |
| 減価償却費     | 7,488  |
| 資産減耗費     | 5      |
| 研究研修費     | 215    |
| 一般管理費     | 2,291  |
| 営業外費用     | 4,516  |
| 臨時損失      | 75     |
| 純利益       | ▲3,303 |

【収支計画内訳】

(単位：百万円)

| 区 分          | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 収益の部         | 13,980    | 14,045    | 14,103    | 14,058    | 14,121     |
| 営業収益         | 13,793    | 13,861    | 13,925    | 13,887    | 13,957     |
| 医業収益         | 12,385    | 12,489    | 12,573    | 12,573    | 12,657     |
| 運営費負担金等収益    | 1,081     | 1,053     | 1,053     | 1,053     | 1,053      |
| 補助金等収益       | 327       | 319       | 299       | 261       | 247        |
| 営業外収益        | 187       | 184       | 178       | 171       | 164        |
| 運営費負担金等収益    | 96        | 93        | 87        | 80        | 73         |
| 補助金等収益       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| その他営業外収益     | 91        | 91        | 91        | 91        | 91         |
| 臨時利益         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 費用の部         | 15,135    | 15,007    | 14,923    | 14,513    | 14,032     |
| 営業費用         | 14,134    | 14,060    | 13,977    | 13,665    | 13,183     |
| 医業費用         | 13,630    | 13,611    | 13,529    | 13,218    | 12,740     |
| 給与費          | 6,328     | 6,294     | 6,261     | 6,227     | 6,193      |
| 材料費          | 3,253     | 3,248     | 3,245     | 3,241     | 3,237      |
| 経費           | 2,297     | 2,297     | 2,297     | 2,299     | 2,303      |
| 減価償却費        | 1,708     | 1,728     | 1,682     | 1,407     | 963        |
| 資産減耗費        | 1         | 1         | 1         | 1         | 1          |
| 研究研修費        | 43        | 43        | 43        | 43        | 43         |
| 一般管理費        | 504       | 449       | 448       | 447       | 443        |
| 営業外費用        | 986       | 932       | 931       | 833       | 834        |
| 臨時損失         | 15        | 15        | 15        | 15        | 15         |
| 純利益          | ▲1,155    | ▲962      | ▲820      | ▲455      | 89         |
| 経常収支比率 (%)   | 92.5      | 93.7      | 94.6      | 97.0      | 100.7      |
| 修正医業収支比率 (%) | 87.6      | 88.8      | 90.0      | 92.0      | 96.0       |

3 資金計画（令和6年度～令和10年度）

（単位：百万円）

| 区 分                | 金 額    |
|--------------------|--------|
| 資金収入               | 74,528 |
| 業務活動による収入          | 70,041 |
| 診療業務による収入          | 62,698 |
| 運営費負担金等による収入       | 5,722  |
| その他の業務活動による収入      | 1,621  |
| 投資活動による収入          | 3,969  |
| 運営費負担金による収入        | 3,670  |
| その他の投資活動による収入      | 299    |
| 財務活動による収入          | 518    |
| 長期借入金による収入         | 518    |
| 前期中期目標期間からの繰越金     | 0      |
| 資金支出               | 73,526 |
| 業務活動による支出          | 65,474 |
| 給与費支出              | 32,691 |
| 材料費支出              | 17,844 |
| その他の業務活動による支出      | 14,939 |
| 投資活動による支出          | 590    |
| 有形固定資産の取得による支出     | 590    |
| 財務活動による支出          | 7,462  |
| 長期借入金の返済による支出      | 6,868  |
| 短期借入金の返済による支出      | 300    |
| 移行前地方債償還債務の償還による支出 | 294    |
| 次期中期目標期間への繰越金      | 1,002  |

## 第5 短期借入金の限度額

1 限度額 3,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金等の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 賞与の支給等一時的な資金不足への対応
- (3) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (4) 病院の改築工事に係る一時的な資金不足への対応

## 第6 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

## 第7 その他の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## 第8 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てます。

## 第9 料金に関する事項

1 使用料および手数料

当院の使用料および手数料（以下「使用料等」という。）については、次に定める額とします。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬告示」という。）により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項および第85条の2第2項ならびに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項および第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「入院時療養費告示」とい

う。)により算定した額

- (3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）および労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付の対象となる診療については、診療報酬告示に定める点数にそれぞれ次に掲げる額を乗じて得た額および入院時療養費告示により算出した額

ア 自動車損害賠償保障法 15円

イ 労働者災害補償保険法 11.5円

- (4) 前3号に掲げるもの以外のものについては、理事長が別に定める額

## 2 使用料等の減免

理事長は、特に必要があると認める場合は、使用料等の全部又は一部を減免することができます。

## 第10 その他業務運営に関する重要事項

### 1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令、臨床倫理に係るガイドライン等を遵守し、倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、病院内の倫理委員会又は治験審査委員会において十分な検討を行います。

また、患者の個人情報の保護および患者又は家族からの情報開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づき適切に対応します。

なお、職員の倫理、行動規範および公益通報制度についても、関連する規程を周知し、職員の法令遵守体制の充実を図ります。

### 2 内部統制の推進

業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進します。

また、近年、病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増加してい

ることから、対策方法や機器のセキュリティ向上について随時見直し、情報セキュリティ対策を徹底します。

### 3 人事制度の運用および就労環境の整備

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、人事評価制度を運用するとともに、職員の就労環境の整備を図ります。

#### (1) 人事評価制度の運用

職員の勤務成績等を適正に評価する人事評価制度を運用するとともに、その評価結果を反映する給与制度などについて検討します。

#### (2) 就労環境の整備

地域医療を守る使命を全ての職員が共有し、一体となって質の高い医療を提供できるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境の整備を行い、医師・看護師等の確保に努めます。

ア 多様な勤務形態について検討し、職員にとって働きやすく、働きがいのある就労環境の整備に向けての取組を推進します。

イ 院内保育所を運営し、職員の育児を支援します。

ウ 職員の健康保持のため、メンタルヘルスを含む健康相談体制を維持します。

#### (3) 医師の働き方改革の対応

医師に対する時間外労働時間の上限規制等が令和6年4月から適用されることから、当院としてもこれに適切に対応します。

ア 医師の負担軽減のため、医師事務作業補助者のほか、看護師、薬剤師や臨床工学技士等のコメディカル職（注37）において、タスクシフティング（注38）につながる業務の検証・検討を行います。

イ かかりつけ医と当院との機能分化、逆紹介の推進等を行います。

ウ 当院の小児科救急外来については、地域の医療機関と連携し、引き続き対応します。

## 第11 その他市の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設および設備に関する計画（令和6年度～令和10年度）

患者および来院者に快適な環境を提供するに当たり、現在の病院施設の長寿命化等を視野において、整備計画を立案し、管理していきます。また、医療機器等においても計画的な更新および整備を行います。

(単位：百万円)

| 施設および設備内容      | 予定額 | 財源           |
|----------------|-----|--------------|
| 病院施設および医療機器等整備 | 160 | 秋田市からの長期借入金等 |
| 病院改築事業         | 358 | 秋田市からの長期借入金等 |
| 計              | 518 |              |

## 2 中期目標の期間を超える債務負担

### (1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

|            | 中期目標期間償還額 | 次期以降償還額 | 総債務償還額 |
|------------|-----------|---------|--------|
| 移行前地方債償還債務 | 294       | 109     | 403    |

### (2) 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

|                | 中期目標期間償還額 | 次期以降償還額 | 総債務償還額 |
|----------------|-----------|---------|--------|
| 病院施設および医療機器等整備 | 4,511     | 247     | 4,758  |
| 病院改築事業         | 2,357     | 15,898  | 18,255 |
| 計              | 6,868     | 16,145  | 23,013 |

## 3 積立金の処分に関する計画

なし

## 用語解説

### 注1 秋田県地域医療構想

秋田県が病床の機能の分化・連携を進めるために、病床機能ごとに団塊の世代が75歳以上になる2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するために定める施策をいう。なお、地域医療構想は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により都道府県に策定が義務づけられており、秋田県では平成28年10月に策定している。

### 注2 5疾病

がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患の5つの疾病をいう。患者数が多く死亡率も高いこれらの疾患は、その経過に対応したきめ細かな治療やケアが必要になるとして、都道府県が策定する医療計画の中に重点対策を盛り込むことが医療法等により定められている。

### 注3 秋田県がん診療連携推進病院

がん診療の一層の充実を図り、秋田県民に安心して適切な医療を提供するため、診療、研修および情報の収集・提供についての整備要件を満たしている病院について知事が指定するもので、当院は、平成22年3月31日付けで指定されている。

### 注4 低侵襲

侵襲とは、肉体の通常の状態を乱す外部からの刺激のことを指し、その刺激が少ないことをいう。

がん治療における低侵襲治療としては、内視鏡治療、鏡視下手術、放射線治療、化学療法等がある。

### 注5 集学的治療

外科的治療、内科的治療、放射線治療等の複数の治療法を組み合わせで行う治療をいう。

### 注6 冠動脈カテーテル治療

手又は足の血管からカテーテルを冠動脈に挿入し、狭くなっている場所を拡張させる治療法をいう。具体的には、先端に風船のついたカテー

テルを冠動脈の狭窄部に挿入し、風船を膨らませることで狭窄部を拡張し、冠動脈の血流の増加を図るもので、近年では、網目状の金属を使用して血管内に突出した病変を血管外方に圧排する「ステント」もよく使用されている。

#### 注7 基幹型認知症疾患医療センター

認知症に関する専門医療相談、鑑別診断、身体合併症の急性期治療等により総合的に認知症疾患に対応する医療機関をいい、都道府県知事が指定する。保健・医療・介護機関、行政等と連携を図り、地域の医療・介護関係者への研修等も行う。

なお、認知症疾患医療センターは、基幹型、地域型、連携型があり、基幹型は、検査機器・入院設備のほかに、BPSD（認知症に伴う行動と心理病状）および身体合併症へ対応するため、緊急入院用の空床を確保する等の体制が整っており、認知症疾患医療センターの中で中核的な役割を担う。

#### 注8 急性腹症

急激に発症し、激しい腹痛を伴う数多くの疾患の総称で、早急に診断・治療（多くは手術）を必要とする。原因としては、消化器疾患に限らず婦人科疾患、泌尿器科疾患等も含まれる。

#### 注9 二次救急医療機関

事故、急病等による傷病者を救急隊が緊急に搬送する医療機関として、知事が認定・告示した救急告示病院のうち、入院や手術を要する症例に対する医療を行う医療機関をいう。なお、外来診療によって救急医療の最初の段階を担当する医療機関を初期救急医療機関、二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する医療機関を三次救急医療機関という。

#### 注10 二次医療圏

医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るに当たって設定する地域的単位のこと、そのうち二次医療圏とは、特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏であって、地理的条件等の自然的条件および日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮し、一体

の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定される医療圏をいう。

#### 注11 インシデント・アクシデント

インシデントとは、医療行為又は管理面で、間違いに事前に気づいたり、誤った行為があっても患者にほとんど害が及ばなかった事例で、一般的に「ヒヤリ・ハット」と言われている事例を含む。

一方、アクシデントとは、医療行為又は管理面において発生する人身事故の事例を指す。アクシデントには患者ばかりでなく医療従事者が被害者である場合も含み、また、廊下で転倒した場合のように医療行為とは直接関係しないものも含む。

#### 注12 小児科救急

当院においては、秋田市立夜間休日応急診療所が担っていた小児科初期診療部門について、平成24年9月にその機能を強化して引き継ぎ、平日は24時間、土・日・祝日は9：30から22：30までの間、小児科医師が診察を行っている。

#### 注13 インフォームド・コンセント

患者が、医師から治療法等を十分に知らされた上で同意することをいう。

#### 注14 セカンドオピニオン

医師の診断や治療法について、患者が別の医師の意見を求めることをいう。

#### 注15 臨床研究

疾病の予防・診断、治療方法の改善、疾病の原因を明らかにする等のために、人を対象として行われる研究をいう。ある疾病の患者に新しい医薬品、医療機器等の治療方法を試みて、安全であるかどうか、又は効果があるかどうかを判定するための研究なども臨床研究に含まれる。

#### 注16 治験

新しい医薬品又は医療機器の製造販売に関して、有効性と安全性（副作用など）を確認し、製造や輸入などの承認を厚生労働省から得るため

に行われる、治療を兼ねた臨床試験をいう。

#### 注17 医師事務作業補助者

診断書等の文書作成、処方せん作成、検査の予約その他の医師の事務的業務を医師の指示の下で、医師に代わって行う職種をいう。勤務医の負担を軽減することにより、安定的かつ継続的な医療提供体制を整えることを目的として配置するものであり、一定の要件の下、その配置割合に応じ、診療報酬上の加算が算定される。

#### 注18 医療職職員

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士等の医療業務に従事する職種の職員をいう。

#### 注19 事務職職員

事務局職員、診療情報管理士等の病院の事務に従事する職種の職員をいう。

#### 注20 カテーテルアブレーション治療

鼠径部と内頸静脈からカテーテルを心臓内部に挿入し、カテーテルを心房細動の発生部に押し当て、焼却することで心房細動を治すカテーテル手術をいう。

#### 注21 地域医療支援病院

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、地域医療を担うかかりつけ医やかかりつけ歯科医を支援する病院をいう。紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介を含む。）、医療機器の共同利用の実施、救急医療の提供および地域の医療従事者に対する研修の実施がその役割とされており、これらについての一定の要件を満たす病院に対して都道府県知事が承認する。

#### 注22 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持および自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような地域の包括的な支援およびサービス提供体制をいう。

#### 注23 地域連携クリニカルパス

クリニカルパスとは、良質な医療を効率的かつ安全・適正に提供するための手段として開発された診療計画表のことであり、地域連携クリニカルパスとは、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるよう、治療を受ける医療機関で共有して用いるために作成する診療計画表である。診療に当たる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示し、説明することにより、患者が安心して医療を受けることができる。

#### 注24 臨床研修指定病院

医学部を卒業し、医師免許を取得した医師が、基本的な診療能力を身につけられるよう、医師として義務付けられている2年以上の研修を実施できる体制を持った病院として厚生労働大臣から指定された病院をいう。各診療科には、研修医を指導するために必要な設備が備わっており、十分な指導力のある指導医が配置されている。

#### 注25 プライマリーケア

国民のあらゆる健康上の問題、疾病に対し、総合的・継続的、そして全人的に対応する地域の保健医療福祉機能である。

#### 注26 専門医

医学・歯学分野において高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師をいう。

#### 注27 院内教室・健康講座

当院では、市民の健康に寄与することを目的に、「肝臓教室」、「呼吸教室」、「こころの教室」、「糖尿病教室」、「がんサポート教室」、「転倒予防教室」、「市民健康講座」等の市民向けの健康講座等を定期的で開催している。

#### 注28 出前講座

当院では、地域で行う生涯学習等の一助となるため、出前講座を地域の要請に応じて行うこととしており、医師、看護師、薬剤師等が市民サービスセンター等で健康に関する講演等を行っている。

#### 注29 災害拠点病院

「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機

関」として指定を受けた病院を指す。被災地への災害派遣医療チームの派遣、救命救急医療の提供、緊急医療品および医療器材の備蓄など災害医療救護の中核的役割を担う。

#### 注30 災害派遣医療チーム

大規模災害又は多数の傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。医師、看護師および業務調整員（医師・看護師以外の医療職および事務職職員をいう。）で構成され、応急処置・救命措置・トリアージなど現場での災害時医療をはじめ、災害地外の病院への広域医療搬送、被災地の病院支援等の活動を行う。

#### 注31 第二種感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定められた二類感染症の患者に対する日本の医療機関をいう。都道府県知事が指定し、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザなどの「二類感染症」の患者の治療を行う。

#### 注32 病院機能評価

公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院の評価事業をいう。「患者の権利と医療の質及び安全の確保」、「療養環境と患者サービス」等について、病院運営の専門家が評価する。受審の準備を進めることで、医療の質の向上やサービス改善が進むとともに、第三者の評価により現状が客観的に把握でき、改善すべき点が明確にされるなどの効果がある。当院では、平成17年9月に認定を受け、平成23年7月と平成28年1月と令和3年12月に更新の認定を受けている。

#### 注33 電子カルテシステム

狭義に「電子カルテ」という場合は、医師法（昭和23年法律第201号）および歯科医師法（昭和23年法律第202号）により規定され、5年間の保存が義務付けられた医師の診療録自体の電子化を指すが、この狭義の電子カルテとオーダエントリーシステム（検査オーダー、処方、画像・検査結果参照、医事会計その他の比較的事務的色彩の強く定型化が可能

な作業について電子化したシステムをいう。)とは、単一の端末上で操作されることがほとんどであるため、中期計画においてはこれらを併せて「電子カルテシステム」と呼称する。

#### 注34 病床利用率

病院の病床の使用状況を表す指標で、毎日24時現在在院中の患者数を許可病床数で割ったものである。

#### 注35 後発医薬品

先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果および用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいう。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。

#### 注36 運営費負担金

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第85条第1項の規定により設立団体が負担するものとされている、その性質上事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費又は能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費についての負担金をいう。

#### 注37 コメディカル職

医師・歯科医師以外の医療に携わる職種の総称をいう。職種としては、看護師や助産師、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、医師事務作業補助者等である。

#### 注38 タスクシフティング

ここでは医師業務のタスクシフティングについてであり、医師への業務集中を回避するため、医師以外でも行うことが可能な業務を看護師、医師事務作業補助者、薬剤師や臨床工学士といったコメディカル職へ委託することをいう。



議案第80号

秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画を定める件

次のとおり秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画 別紙

提案理由

秋田市雄和神ヶ村辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する計画を定めるため、議会の議決を求めようとするものである。



# 秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画

(令和6年度～令和8年度)

秋田市



# 総合整備計画書

秋田県秋田市雄和神ヶ村辺地  
(辺地の人口133人、面積10.8km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

秋田市雄和神ヶ村字陣笠、上開、助沢、大橋、舟卸、窪、杉腰、西ノ沢、脇坂、妙角、家ノ沢、中村、才東、大金、菅福、稗鳥、西又、東又、中崎、西脇、大黒沢、下戸、壺景、小山、大柳、田ヶ沢、倉腰、大畑、大弓、中沢

### (2) 辺地の中心の位置 秋田市雄和神ヶ村字大橋248番地

### (3) 辺地度点数 171点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地域は、秋田市の中心部から南東へ約25km、主要地方道秋田雄和本荘線、国道341号を經由し、大正寺連絡所から南西へ約2kmの地点に位置する由利本荘市に隣接した集落である。

当該辺地に所在するふるさと温泉ユアシスは、平成7年度に開設してから28年が経過し、施設の老朽化に伴う内外装の劣化や設備の不具合が生じている状況であるため、施設を改修し、延命化と機能の向上を図る必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和6年度から8年度までの3年間

### (1) 令和6年度

設計業務委託、アスベスト含有調査

### (2) 令和7年度および令和8年度

工事請負費、設計監理業務委託、工事監理業務委託

(単位 千円)

| 施設名  | 区分<br>事業<br>主体名 | 事業費       | 財源内訳 |           | 一般財源のうち<br>辺地対策事業<br>債の予定額 |
|------|-----------------|-----------|------|-----------|----------------------------|
|      |                 |           | 特定財源 | 一般財源      |                            |
| 観光施設 | 秋田市             | 1,000,611 | —    | 1,000,611 | 986,200                    |
| 合計   |                 | 1,000,611 | —    | 1,000,611 | 986,200                    |



議案第81号

包括外部監査契約を締結する件

次により包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 契約の金額 6,930,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。
- 5 契約の相手方 住所 秋田県秋田市南通亀の町6番5号  
グリーンキャピタル南大通202号  
氏名 津 村 隆  
資格 公認会計士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第82号

秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市西部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市西部市民サービスセンターの項第1号から第6号までに規定する多目的ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市新屋扇町13番34号  
西部地域住民自治協議会  
会長 赤 沼 侃
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

西部市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第83号

秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市南部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市南部市民サービスセンターの項第1号から第7号までに規定する多目的ホール、地域文化ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市御野場一丁目5番1号  
南部地域づくり協議会  
会長 佐藤 義明
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

南部市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第84号

秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市飯島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市飯島松根東町5番22号  
飯島地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 鎌 田 照 平
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第85号

秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市手形字オノ浜51番地の2  
旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 加賀谷 俊 尚
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第86号

秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市旭南一丁目15番5号  
旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 工 藤 鈴 治
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第87号

奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定の変更協定を締結する件

次により工事施行協定の変更協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日 令和2年3月19日（議案第57号）
- 2 協 定 名 奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定
- 3 工 事 場 所 秋田市泉菅野一丁目地内ほか
- 4 変 更 事 項 協定金額「5,879,940,000円」を「8,076,646,400円」に変更し、完了期日「令和7年度」を「令和12年度」とする。
- 5 協定の相手方 秋田市中通七丁目1番1号  
東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員秋田支社長 井 料 青 海
- 6 変 更 理 由 使用資材の価格高騰および委託工事内容の増工により、協定金額を増額し、期日を延長する必要があることによる。

### 提案理由

奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定の変更協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第88号

秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 議決年月日等  | 令和2年9月25日（議案第101号）<br>令和4年6月27日（議案第79号）<br>令和4年12月21日（議案第134号）           |
| 2 工 事 名   | 秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事   |
| 3 工 事 場 所 | 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1   |
| 4 変 更 事 項 | 契約金額「5,306,400,000円」を「5,398,800,000円」に変更する。                              |
| 5 契約の相手方  | 東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル<br>日鉄エンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長 石 倭 行 人             |
| 6 変 更 理 由 | 令和5年7月の豪雨による災害ごみの処理を優先し工事を一部一時中止したため、工期の延長が必要となり、それに伴う経費がかかり増しになったことによる。 |

### 提案理由

秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を

締結するため、議会の議決を求めようとするものである。